

令和5年6月19日

国有財産の監査結果について
～ 国有財産の有効活用の観点から3件の指摘 ～

近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献等の観点から実地監査を実施しています。

令和4年度においては、庁舎等の公用財産64件、公共用財産1件及び用途指定財産8件の合計73件の監査を実施し、そのうち3件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、庁舎等の用途廃止や適正な財産管理等を求めたものとなっています。なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

今後も引き続き是正・改善の促進のため、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官

電話：06-6949-6358

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
農林水産省	近畿農政局	一般	—	旧和歌山地域センター田辺支所庁舎	和歌山県田辺市学園481-2	旧和歌山地域センター田辺支所庁舎は、現在使用されていないことから、用途廃止する必要がある。
農林水産省	近畿農政局	一般	—	十津川・紀の川地区(南近畿土地改良調査管理事務所)	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	十津川・紀の川地区(南近畿調査管理事務所と一体的に使用される公共用財産)は、国の事務事業の用に供されている同所の建物(一部)等が公共用財産として管理されていることから、公用財産へ種別替する必要がある。
農林水産省	近畿農政局	一般	—	南近畿調査管理事務所	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	南近畿調査管理事務所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。